

北海道告示第 11005 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり道指定鳥獣保護区等を指定する予定である。当該鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区等の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）は、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び関係総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて、告示の日から 2 週間、公衆の縦覧に供する。

なお、区域の住民及び利害関係人は、前項に規定する期間が経過する日までの間に、縦覧した指針案について、知事に意見書を提出することができる。

令和 5 年 7 月 11 日

北海道知事 鈴木 直道

1 (1) 名称

恵岱別鳥獣保護区恵岱別特別保護地区

(2) 区域

道指定恵岱別鳥獣保護区のうち、国有林空知森林管理署北空知支署 446 林班い小班の区域

(3) 存続期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 25 年 9 月 30 日まで（20 年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、恵岱別川に注ぐ多くの細流のある変化に富んだ地形であるなど、森林性鳥獣の生息環境として好適なため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和 58 年に道指定特別保護地区に移管）。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状況を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努める。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

2 (1) 名称

大島鳥獣保護区大島特別保護地区

(2) 区域

道指定大島鳥獣保護区の全域

(3) 存続期間

令和5年10月1日から令和25年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

大島は、火山活動の影響を受けた植生遷移や高山植物の分布など特異な植生が見られ、また、渡り鳥の中継地として多数の種類が記録されているほか、とりわけオオミズナギドリの最北限の繁殖地として貴重な存在である。さらに、これらの自然環境が、人為的影響がきわめて少ない状態で保全されていることが注目されている。

そのため、昭和58年10月に、集団繁殖地の保護区として道指定特別保護地区を指定し、その保全を図ってきたところであり、現在の存続期間の満了にあたり、引き続き特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

- ・避難漁港工事、漁業関係者による避難漁港の利用及び灯台の管理以外、基本的には外部からの人の進入が無い場合、不必要な人の進入や、それに伴う外来生物の進入が起らないよう、関係各機関等と協力しつつ適切な対処に努める。
- ・道立自然公園及び国の天然記念物に指定されていることから、関係各機関等と協力しつつ、適切な保護管理に努める。

3 (1) 名称

占冠鳥獣保護区占冠特別保護地区

(2) 区域

道指定占冠鳥獣保護区のうち国有林上川南部森林管理署 1266 林班い、ハ、へ、ヌ各小班及び占冠村字ニニウ 3205 番の区域

(3) 存続期間

令和5年10月1日から令和25年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該地区は道指定鳥獣保護区の東に位置し、占冠村に所在する赤岩青巖峡と隣接する。大部分が国有林となっており、ミズナラなどの広葉樹を主体にトドマツ、エゾマツの針広混交林となっている。樹勢の良い天然林が良好な森林環境を形成し、クマタカやエゾライチョウなどの森林性鳥類のほか、清流と名高い鶴川が北に流れていることから河川を利用する鳥類も確認でき、野生鳥獣の生息環境とし

て特に良好である。

生息する鳥獣及び生息環境を保全するため、当該地区を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなど鳥獣の生息状態を確認し、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

4 (1) 名称

幾寅鳥獣保護区幾寅特別保護地区

(2) 区域

道指定幾寅鳥獣保護区のうち、国有林上川南部森林管理署 121 林班い小班の区域

(3) 存続期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 25 年 9 月 30 日まで (20 年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該地区は道指定鳥獣保護区の中央部に位置し、全域が国有林となっており、天然林のエゾマツ、トドマツを主体とした針広混交林となっている。良好な森林環境を形成し、エゾライチョウやクマガラなどの森林性鳥類を始め多様な鳥類が生息しているため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和 58 年に移管）。

生息する鳥獣及び生息環境を保全するため、当該地区を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなど鳥獣の生息状態を確認し、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

5 (1) 名称

朝日鳥獣保護区朝日特別保護地区

(2) 区域

道指定朝日鳥獣保護区のうち、国有林上川北部森林管理署 2160 林班い及びイ小班の区域

(3) 存続期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 25 年 9 月 30 日まで (20 年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、シナノキ等からなる針広混交林で、優れた林相を持ち、岩尾内湖に接し、森林性鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている(昭和58年に道指定特別保護地区に移管)。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境にあるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間満了にあたり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなど鳥獣の生息状態を確認し、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

6 (1) 名称

藤山鳥獣保護区藤山特別保護地区

(2) 区域

道指定藤山鳥獣保護区のうち、国有林留萌南部森林管理署 189 林班い、イ及びロ小班の区域

(3) 存続期間

令和5年10月1日から令和25年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

トドマツ、ミズナラ、シラカンバ、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、優れた林相を持ち、森林性鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている(昭和58年に道指定特別保護地区に移管)。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

7 (1) 名称

達布鳥獣保護区達布特別保護地区

(2) 区域

道指定達布鳥獣保護区のうち、国有林留萌南部森林管理署 1169 林班い及びロの各小班の区域

(3) 存続期間

令和5年10月1日から令和25年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

トドマツ、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、森林性鳥獣の生息環境として良好なため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている(昭和58年に道指定特別保護地区に移管)。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

8 (1) 名称

羽幌鳥獣保護区羽幌特別保護地区

(2) 区域

道指定羽幌鳥獣保護区のうち、国有林留萌北部森林管理署 2191 林班い及びニ小班の区域

(3) 存続期間

令和5年10月1日から令和25年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

トドマツ、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、溪流も多く、森林性鳥獣の生息環境として良好なため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている(昭和58年に道指定特別保護地区に移管)。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

9 (1) 名称

枝幸鳥獣保護区枝幸特別保護地区

(2) 区域

道指定枝幸鳥獣保護区のうち、国有林宗谷森林管理署 3157 林班ろ、ホ小班の区域

(3) 存続期間

令和5年10月1日から令和15年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

枝幸鳥獣保護区は、枝幸町市街地の中心から南方約12kmに位置しており、標高150mから約550mに及ぶ丘陵地で、その植生は、ミズナラ、カンバ類、シナノキなどを中心とした広葉樹であり、これにトドマツ、エゾマツの針葉樹が混在している天然性の針広混合林である。

また、このような自然環境を反映して、アカゲラやエゾライチョウ等の多くの森林性鳥獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、特別保護地区に指定する地域は、トドロク川及びその支流の上流部にあたり、標高も高く、急斜面に溪谷が形成され、キセキレイやミソサザイ、オオルリ等の生息に特に好適な環境となっている。オジロワシやオオワシといった希少な鳥類の生息も確認されている。

このことから、当該特別保護地区は、植生を含む野生鳥獣の生息環境の観点から、枝幸鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められるため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図る。

ウ 管理方針

- ・定期的に巡視実施するなどにより鳥獣の生息状況を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に務める。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

10 (1) 名称

ピヤシリ鳥獣保護区ピヤシリ特別保護地区

(2) 区域

道指定ピヤシリ鳥獣保護区のうち、道有林雄武経営区 275 林班 4 小班及び 280 林班 4 小班的区域

(3) 存続期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 25 年 9 月 30 日まで (20 年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該区域は、標高約 920～940m に位置する高層湿原であるピヤシリ湿原並びにその周辺のハイマツ群落及びアカエゾマツ林で主に構成され、全域が北海道自然環境等保全条例に基づく松山ピヤシリ道自然環境保全地域特別地域に指定されているなど、ピヤシリ鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められるため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図る。

ウ 管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・自然公園法により定められる公園計画との連携等を考慮し、自然とのふれあいの場としての活用を図る。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

11 (1) 名称

濤釣沼鳥獣保護区

(2) 区域

斜里郡斜里町に所在する国有林網走南部森林管理署 1141 林班ぬ小班南東端を起点とし、この点から南に進みウエンベツ川河川区域の南側境界を北西に延長した線との交点に至り、この点から同線を南東に進み同河川区域の北西側端点に至り、この点から濤釣沼河川区域の南端を見通した線を南西に 200 メートルの地点に進み、この点から同町字大栄 14 番 1 の西端を見通した線を南西に進み濤釣沼の汀線より 100 メートル線界との交点に至り、この点から同境界を西に進み同町字大栄 14 番 2 の西側地番界を北に延長した線との交点に至り、この点から同線を北に進み同町字

大栄 13 番 4 の北端から同町字大栄 3 番 3 の南東端を見通した線との交点に至り、この点から同線を西北西に 380 メートルの地点に進み、この点から国有林網走南部森林管理署 1135 林班た小班の北西端を見通した線を南西に進み涛釣沼の汀線より 100 メートル線界との交点に至り、この点から同境界を北西に進み斜里郡小清水町字止別 307 の北東端から斜里町字大栄 3 番 3 の南東端を見通した線との交点に至り、この点から同線を東北東に 75 メートルの地点に進み、この点から同町字大栄 1 番 20 の東端を見通した線を北に進み同町字大栄 2 番 2 の南西端から同町字大栄 2 番 1 の南端を見通した線との交点に至り、この点から同線を北東に進み国有林網走南部森林管理署 1141 ぬ小班南側林班界との交点に至り、この点から同境界を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 25 年 9 月 30 日まで (20 年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該地域は、JR 北海道止別駅から東方約 4 km に位置し、ガンカモ類をはじめとする渡り鳥の中継地として重要な湖沼であり、とりわけヒシクイ及びマガンの渡来地として重要であるほか、タンチョウ及びオジロワシの繁殖が確認されている。これら生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を鳥獣保護区に指定する。

ウ 管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

12 (1) 名称

歴舟川鳥獣保護区歴舟川特別保護地区

(2) 区域

広尾郡大樹町に所在する国有林十勝西部森林管理署 2031 林班に小班の区域

(3) 存続期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 25 年 9 月 30 日まで (20 年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該地域は、広尾郡大樹町を貫流する歴舟川の上流部に位置している森林で、全域が国有林であり、急峻な山地で、中央部を歴舟川が東西に貫流し、沢が多く、複雑な地形を形成している。

針葉樹を主体とした針広混交樹林であり、林相の変化に富み、良好な林相を反映し、森林性の鳥獣が多数生息しているため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和 58 年に道指定特別保護地区に移管）。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

- ・定期的に巡視を実施することなどにより、鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

13 (1) 名称

雌阿寒鳥獣保護区雌阿寒特別保護地区

(2) 区域

道指定雌阿寒鳥獣保護区のうち、国有林十勝東部森林管理署 56 林班のに及びほの各小班の区域

(3) 存続期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 25 年 9 月 30 日まで（20 年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該地域は足寄郡足寄町茂足寄に所在するオンネトーの東側に隣接し、雌阿寒岳西山麓の標高約 700m から 900m の斜面に位置する。全域が阿寒摩周国立公園の第一種特別地域に指定されている。

オンネトー周辺の針広混交林から、標高が増すにつれてアカエゾマツを主とした針葉樹林、ダケカンバ等からなる亜高山帯植生、さらには高山植生に変化する多様な植生であり、原始性が高い。

エゾライチョウやエゾシカをはじめ多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により特別保護区に指定され、昭和 58 年に道指定特別保護地区に移管された。

当該区域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指

定されたものであり、現在の存続期間満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・自然公園法により定められる公園計画との連携等を考慮し、自然とのふれあいの場、環境学習の場として活用を図る。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

14 (1) 名称

上茶路鳥獣保護区上茶路特別鳥獣保護地区

(2) 区域

道指定義経山鳥獣保護区のうち、国有林十勝東部森林管理署 205 林班いからい 02 の各小班の区域

(3) 存続期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 25 年 9 月 30 日まで (20 年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

上茶路鳥獣保護区のうち、鳥獣の生息地として特に良好な地域であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和 58 年に道指定鳥獣保護区特別保護地区に移管）。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

15 (1) 名称

尾幌鳥獣保護区尾幌特別保護地区

(2) 区域

道指定尾幌鳥獣保護区のうち、国有林根釧西部森林管理署 7 林班ほからりまで、

わ及びわ1の各小班の区域

(3) 存続期間

令和5年10月1日から令和25年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

尾幌鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の生息地として良好な地域であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている(昭和58年に道指定鳥獣保護区特別保護地区に移管)。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・自然公園法により定められる公園計画との連携等を考慮し、自然とのふれあいの場、環境学習の場として活用を図る。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

16 意見の提出方法等

(1) 意見の提出期間

告示期間と同じ。

(2) 意見を提出できる者

区域の住民及び利害関係人

(3) 意見の提出方法と提出先

ア 郵便等 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課

イ FAX 011-232-6790

ウ E-mail kansei.yasei@pref.hokkaido.lg.jp